

2026年5月

暗号資産交換業者・資金移動業者へのお振込みについて

インターネットバンキングにおける不正送金や、還付金詐欺・架空料金請求詐欺等をはじめとする特殊詐欺において、暗号資産交換業者・資金移動業者の口座へ送金される事象が多発しています。

利用者保護および不正送金防止の観点から、口座名義人と異なる振込依頼人名に変更して暗号資産交換業者および資金移動業者の口座へお振込みされる場合は、お取引を制限させていただく場合がございます。

詳しくは、下記記載の各サイトをご確認お願い致します。

不正利用防止対策のため、ご理解賜りますようお願い申し上げます。
本件についてのお問い合わせは、お近くの窓口へお願いいたします。

【警察庁・金融庁からのお知らせ】

警察庁

「暗号資産交換業者への不正送金対策の強化に関する金融機関への要請について」

<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/koho/news/20240206.html>

「法人口座及びインターネットバンキングの利用を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について」

https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/tokusyusagi/yotyokin_taisakukyoka20250912.html

金融庁

「第三者への資金移動が可能な暗号資産交換業者への不正送金対策の強化について」

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240207.html>

「法人口座及びインターネットバンキングの利用を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について」

<https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20250912/20250912.html>